

# スポーツ安全保険とラグビー協会見舞金手続き

## 神奈川不惑クラブ・神奈川ワイルドリリーズ

2024/08/01 神惑安全委員会編

※記載している担当者は、2024-26年役員（安全委員）になります。

### I スポーツ安全保険概要（[公益財団法人スポーツ安全協会](#)）

4月1日を基準として 65歳以上 B区分

64歳以下 C区分

#### 傷害保険 保険金額

事故の日からその日を含めて日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院について下表のとおり保険金が支払われます。ただし、通院保険金の支払い日数は、1事故について日が限度となります。

加入区分	対象範囲	死 亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
C(64歳以下)	団体活動中と	2,00万円	3,00万円	4,000円	1,500円
B(65歳以上)	その往復中	600万円	900万円	1,800円	1,000円

※入院、通院については治療日数1日目から補償されます。

※スポーツ安全保険は、神惑とリリーズで契約型式が異なります。

神惑の場合：

4月1日以降の新規入会者または会費未納者が4月1日以降に会費を納入した場合は、会費納入月の翌月にスポーツ安全協会への追加加入手続きを行います。

補償は、会費納入月から行われます。

リリーズの場合：

4月1日以降の新規入会者または会費未納者が4月1日以降に会費を納入した場合は、入金確認後にスポーツ安全協会への追加加入手続きを行います。

補償は、追加加入手続き後からとなります。

## II 事故通知とスポーツ安全保険の処理

※脳振盪や脳振盪の疑いが発生した場合には協会への報告の義務があるため、別途申請します。

### 1. [神惑 HP>Info>保険>オンライン事故通知](#)

から受傷者または代理人が事故申請を行います。

※オンライン事故通知は、1回でも通院したら速やかに申請します。

完治まで待つ必要はありません。

2. 安全委員 (hoken@jinwak.org) 宛に事故申請が届きます。
3. 安全委員担当者が、スポーツ安全協会へ事故通知を行います。
4. 申請者宛に申請書一式が郵送されます。
5. 申請者は、申請書を記載して代表者記入が必要な場合は、安全委員担当者宛に郵送します。  
(担当：310 坂倉 会員名簿で住所を確認してください)
6. 安全委員担当者は記入事項の確認とクラブ側での記載と責任者の捺印を行い、スポーツ安全協会へ郵送します。
7. スポーツ安全協会から、指定口座へ入金されます。  
(後日、明細のハガキが届きます。)

※代表者記入欄がマスキングされている場合、5.~6.の手続きは不必要です。申請者が直接スポーツ安全協会へ郵送してください。

(申請書に QR コードがあります。スマホ等での申請も可能です)

※質問等がある場合は、[hoken@jinwak.org](mailto:hoken@jinwak.org) へメールでご連絡ください。

### Ⅲ 協会見舞金の処理

下記ホームページから、[傷害見舞金給付表](#)を参照して、対象となる事故かどうかを判断してください。対象であれば下記の申請をお願いします。

手続きの詳細は [JRFU 傷害報告ガイド\(含む重症傷害・脳振盪\)](#)と[傷害発生時の事務手続き](#)を参照してください。

なお、内容は更新される場合がありますので、必ず下記を参照してください。

#### [日本協会 傷害への対応（申請書およびガイドライン等）](#)

##### Ⅲ－1 重症傷害事故以外の処理

###### 1. [神惑 HP>Info>保険>オンライン事故通知](#)

から県協会見舞金申請を「する」にチェックを入れ、事故申請を行います。

見舞金申請を行う場合は、協会への申請期間が短いため、速やかに申請をお願いします。

2. 協会見舞金申請（重症傷害事故以外）は、申請者が日本協会の HP から[傷害見舞金給付表](#)を確認し、見舞金申請にあたる怪我かどうかを判断して申請を行います（**傷害発生日から 30 日以内**に神奈川県協会へ提出する必要があります。事故報告ですので、**この時点での診断書は不要**）。

※給付には診断書が必要になります。診断書の取得に係る費用と給付金を確認して、見舞金を申請するかどうかを判断してください。

※受傷日は0日目です。

受傷日が4月1日であれば、30日目は5月1日になります。

3. 安全委員宛に事故申請が届きます。

4. 協会への見舞金申請がある場合には、安全委員担当者が[傷害報告書 1（見舞金請求書）](#)の記載に必要な項目を申請者へ通知します。（担当：171 河原）

5. チーム責任者が神奈川県ラグビー協会へ障害報告を行う。

（チーム責任者 神惑：87 巴 リリーズ：99 遠藤）

※安全委員長：310 坂倉が代行して報告します。

※ラグビー協会登録メンバーとスポーツ安全保険登録メンバーは異なる場合があります。（リリーズで協会登録しているメンバーが、神惑で安全保険登録など）

6. 申請者は、[傷害報告書 1（見舞金請求書）](#)と[傷害報告書 2](#)を記載して安全委員担当者宛に提出します（担当：310 坂倉 会員名簿で住所を確認してください）。

見舞金申請の期間が短い（傷害発生日から 30 日以内）ため、スポーツ安全保険の手続きとは別でかまいません。

申請には代表者印が必要なため、受傷発生日から 21 日以内に安全委員担当者へ郵送してください。

7. 申請者は確定診断後、協会指定の傷害診断書（整骨院、接骨院のものは不可）を速やかに提出（完治後または 6 か月以内の早い期間）します。

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 4-2-9

一般社団法人 神奈川県ラグビーフットボール協会事務局

電話：045-633-7781 FAX：045-633-113

※診断書の提出を忘れる事例が目立っています。必ず期限内に提出してください。

8. 日本ラグビー協会の審査に通ったら、見舞金が指定口座へ入金されます。

### III-2 重症傷害事故時の処理

試合中もしくは練習中に重症傷害事故が発生した場合、各チームは次の手順で重症傷害報告を所属 都道府県協会に提出しなければならない。

※重症傷害

- ✓ 死亡
- ✓ 24 時間以上の意識喪失
- ✓ 四肢のマヒを伴う脊髄損傷
- ✓ 開頭あるいは脊椎にかかる手術を要した傷害
- ✓ 胸部あるいは腹部の臓器にかかる手術を要した傷害
- ✓ 診断書により重症と考えられる傷害

1. 神奈川県協会に、チーム責任者がただちに電話で連絡します。

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 4-2-9

一般社団法人 神奈川県ラグビーフットボール協会事務局

Mail：info@rugby-kanagawa.jp

電話：045-633-7781 FAX：045-633-1135

2. チーム責任者が重症傷害報告書（受傷時）を事故後 3 日以内に提出します。

不明事項は、後日判明次第報告します。

3. 「III-1 重症傷害事故以外の処理」を実施します。

4. 死亡以外の重症傷害については、第一回の報告後、2 カ月後と 6 カ月後にその後の病状を[重症傷害経過報告書（2・6 カ月後）](#)にて県協会へ報告してください。

#### IV 脳震盪／脳震盪疑い時の報告

脳振盪や脳振盪の疑いが発生した場合には報告の義務があります。

通院の必要がありますので

[神惑 HP>Info>保険>オンライン事故通知](#)

から受傷者または代理人が事故申請を行います。

詳細は、『[JRFU 傷害報告ガイド\(含む重症傷害・脳振盪\)](#)』をダウンロードの上、内容を確認してください。

※脳振盪については、『[脳振盪報告書（兼 脳損傷等報告書）](#)』にて報告してください。

なお、見舞金申請や重症傷害報告が併せて必要な場合は、別途『[傷害報告書 1（見舞金申請書）](#)』および『[重症傷害報告書（受傷時）](#)』を提出してください。

#### [日本協会 傷害への対応（申請書およびガイドライン等）](#)

脳振盪報告書（兼 脳損傷等報告書）

- ・脳振盪/脳振盪の疑い、脳損傷、急性硬膜下血腫を受傷した時に提出
- ・報告義務者  
チーム責任者、チーム SA、チームドクター
- ・報告書提出先  
神奈川県協会に提出
- ・復帰に際しては下記書類が必要  
脳振盪/脳振盪の疑いでは段階的復帰証明書『[段階的競技復帰証明書\(GRTP\)\\_21 日間](#)』  
脳損傷、急性硬膜下血腫では復帰意思確認書等